

マネージメント・レター No.256  
**株売却の「みなし取得費の特例」が年内終了**

みなし取得費の特例とは、『平成13年9月30日以前に取得して引き続き保有していた上場株式を平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の譲渡所得の金額の計算上、収入金額から控除する取得費は“実際の取得価額”と“みなし取得費”（平成13年10月1日における価格の80%相当額）を比較して有利な方を選択することができる』という制度です。

相続等で取得した場合など“実際の取得価額”が不明な場合には①取引報告書又は取引残高報告書等②証券会社の顧客勘定元帳の記載（過去10年間の記録の保存が義務となっています）③日記帳や預金通帳等の手控えの記載④名義書換日を証する書類等を手掛かりに調べるようになるようです。また、平成13年10月1日における価額は国税庁のホームページで確認することができます。

また、現在は株式の譲渡益については軽減税率10%（所得税7%、住民税3%）が適用されているためさらに有利になっています。

平成23年以降でも取得価格の不明な株式を売却する際には、同一銘柄の株式等ごとに取得費の額を売却代金の5%相当額とすることができますが、その場合には“みなし取得費”の特例を使った場合よりも税負担が増えるケースが多いようです。平成24年から本来の税率20%（所得税15%、住民税5%）が適用されることになると税負担がさらに増えることとなります。

特定口座で保有する上場株式以外に以前からずっと保有しているような株式をお持ちの方は、本年末までに取得価額の確認等の対応をお願い致します。

 **今月のワンポイント** 

年末調整の手引きが郵送される時期が来ました。

事務処理の効率化や省力化のために、その手引きの中にある「年末調整チェック表」を活用してみてくださいはいかがでしょうか。